



第7期山県市高齢者福祉計画（案）

みんなでつくる 安心してくらせるまち
～ 地域包括ケアシステムの構築を目指して ～

2018年 月

山県市



目次

第1章	計画の策定にあたって	
1.	計画の背景と位置付け	3
	(1) 団塊の世代が後期高齢者になる2025年を見据えて	3
	(2) 地域包括ケアシステムの本格稼働に向けた取組	5
	(3) 山県市として取り組むべき方向性	6
2.	計画の法的位置付けと関連計画との関連等	7
	(1) 計画の法的位置付け	7
	(2) 関連計画との関連	8
	(3) 計画の期間	8
	(4) 日常生活圏域の設定	8
3.	計画の策定体制と調査手法	9
	(1) 計画の策定体制	9
	(2) 調査手法	10
第2章	山県市の高齢者を取り巻く現状	
1.	山県市の総人口・高齢者人口の推移と将来推計	13
2.	被保険者数、要介護（要支援）認定者数の推移	15
	(1) 被保険者数の推移	15
	(2) 要介護（要支援）認定者数の推移	16
3.	介護給付費等の推移	17
	(1) 介護給付費および予防給付費の推移	17
	(2) 居宅サービス費の推移	20
	(3) 地域密着型サービス費の推移	22
	(4) 施設サービス費の推移	23
	(5) 施設の整備状況等	24
4.	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（概要）	26
5.	在宅介護実態調査（概要）	28
6.	ケアマネジャーアンケート調査（概要）	32
7.	介護保険事業者（施設）アンケート調査（概要）	46
8.	介護相談員ヒアリング調査（概要）	48
9.	美山北部保健師ヒアリング調査（概要）	50
10.	各種関連データ	52
第3章	基本計画	
	第7期高齢者福祉計画の基本的考え方	57
	第7期高齢者福祉計画の戦略的な位置付け	58
	第7期高齢者福祉計画	60
	基本理念・全体指標	60
	計画の体系	61

【基本目標 1】健康づくり・介護予防を総合的に推進します	62
(1) 多様な健康づくりの推進	62
(2) 生きがいづくりの推進	66
(3) 介護予防の推進	69
【基本目標 2】介護・福祉サービスの充実を図ります	74
(1) 地域包括支援センターの円滑な運営と相談支援体制の強化	74
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の総合的な推進	78
(3) 居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス等の適切な運用等	79
(4) 生活支援サービスの推進	82
(5) 地域特性に応じた高齢者の移動支援	84
(6) ニーズに応じた住環境の整備	86
(7) 成年後見制度の周知と適切な利用の促進	87
【基本目標 3】認知症施策を総合的に推進します	88
(1) 認知症の早期発見・早期対応	88
(2) 認知症対策のネットワークの構築と強化	91
(3) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の適切な運用等	93
【基本目標 4】医療・介護・福祉の連携強化を図ります	94
(1) 医療・介護・福祉の連携の推進	94
(2) 医療・介護・福祉の連携推進のための環境整備	96
【基本目標 5】地域における支え合い活動を推進します	98
(1) 地域における見守り機能の強化	98
(2) 支え合い活動の推進と支え合い精神の醸成	99
【基本目標 6】福祉・介護人材の確保とサービスの質の向上を目指した人材育成を推進します	101
(1) 福祉・介護人材の確保	101
(2) サービスの質の向上を目指した人材育成	103

第 4 章 介護保険料の設定

1. 介護保険料の設定の手順	107
2. 介護保険料基準額の算定	108
〔参考〕地域包括ケア「見える化」システムにおける将来推計総括表等	109

資料編


1. 山口市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱	117
2. 山口市高齢者福祉計画策定委員会委員名簿	119
3. 計画の策定経緯	120
4. 用語解説（五十音順）	121

※ 計画策定時点で「平成」に次ぐ年号が確定していなかったため、本計画においては、読者の読みやすさを考慮し、将来に向かって「平成」を使用させて頂きました。



第1章

計画の策定にあたって



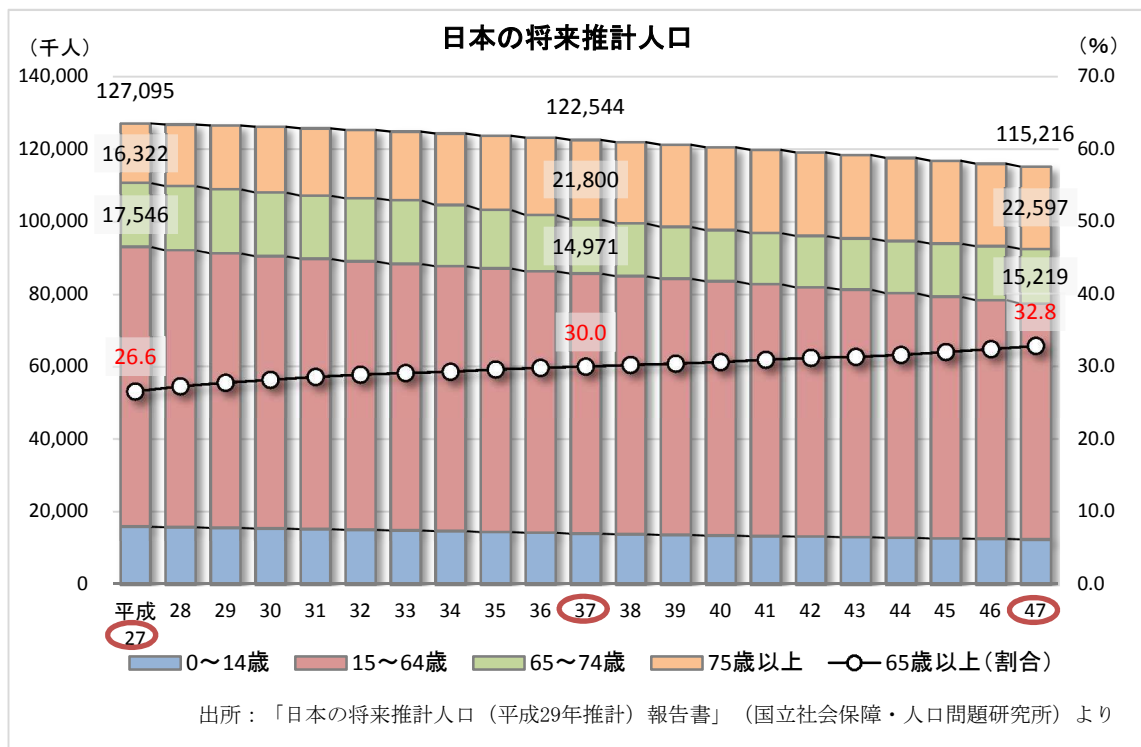
第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の背景と位置付け

(1) 団塊の世代が後期高齢者になる 2025 年を見据えて

65 歳以上の高齢者が「約 3 人に 1 人」になると見込まれています。
 「団塊の世代」および「団塊ジュニア」が高齢者になる節目を目標期限として掲げ、介護予防や認知症対策など地域特性に応じたシステムの構築と、それを実現していくための基礎づくりに力を注いでいく必要があります。

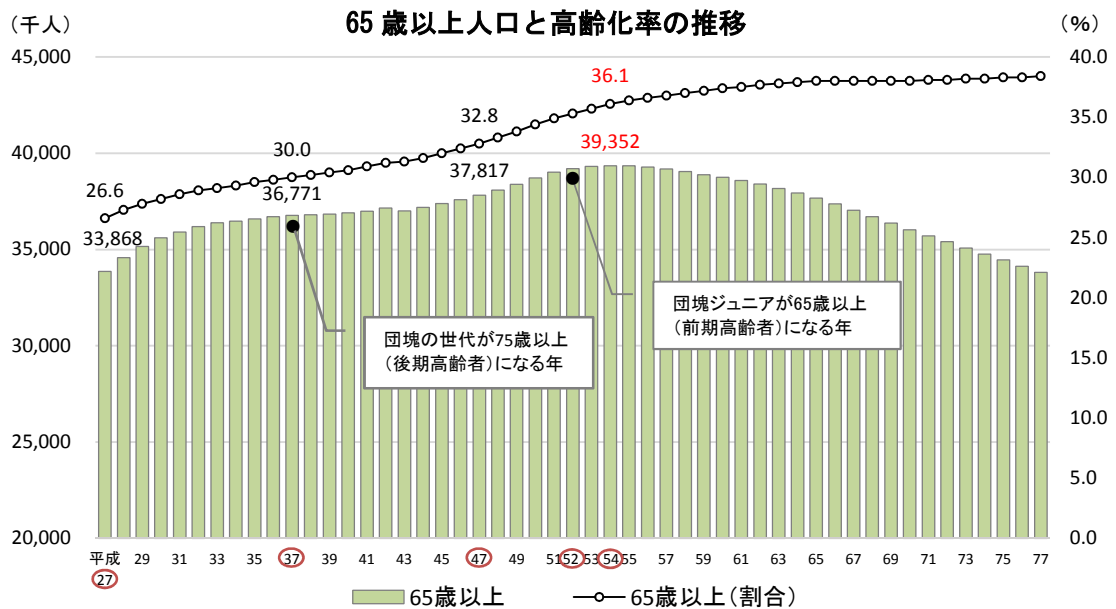
我が国は人口減少社会、高齢社会の道を歩みつつありますが、今後はさらに加速的に進展していきます。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、我が国の高齢化率は、平成 27 (2015) 年の 26.6% [65 歳以上約 3,387 万人／総数約 12,710 万人] と、65 歳以上の高齢者が「4 人に 1 人を上回る」状況となっていますが、平成 37 (2025) 年には 30.0% [65 歳以上約 3,677 万人／総数約 12,254 万人]、平成 47 (2035) 年には 32.8% に達し、65 歳以上の高齢者が「約 3 人に 1 人」になると見込まれています [「日本の将来推計人口 (平成 29 年推計) 報告書」(国立社会保障・人口問題研究所) より。いずれも出生中位推計。]。



第1章 計画の策定にあたって

平成 37 (2025) 年は、団塊の世代 (昭和 22 年～24 年生まれ。第一次ベビーブーム) が 75 歳以上になる年にあたり、平成 52 (2040) 年は、団塊ジュニア (昭和 46 年～49 年生まれ。第二次ベビーブーム) が 65 歳に達する年にあたりますが、将来推計上、65 歳以上の高齢者人口は、その後の平成 54 (2042) 年にピークを迎えると予想されています。

しかし、高齢者がピークを迎える一方で、高齢化率 (65 歳以上人口の割合) は下落することなく、一定程度安定 (なだらかながらも微増) していきと予想されています。つまり、団塊の世代と団塊ジュニアがそれぞれ後期高齢者および前期高齢者になる際の 2 つの荒波を乗り越えるとともに、それ以降の人口減少下での「人口構造が一定程度安定化した状態」においても超高齢社会を支えていくことができるシステムを、今のうちから長期的な視点をもって構築していくことが重要となります。



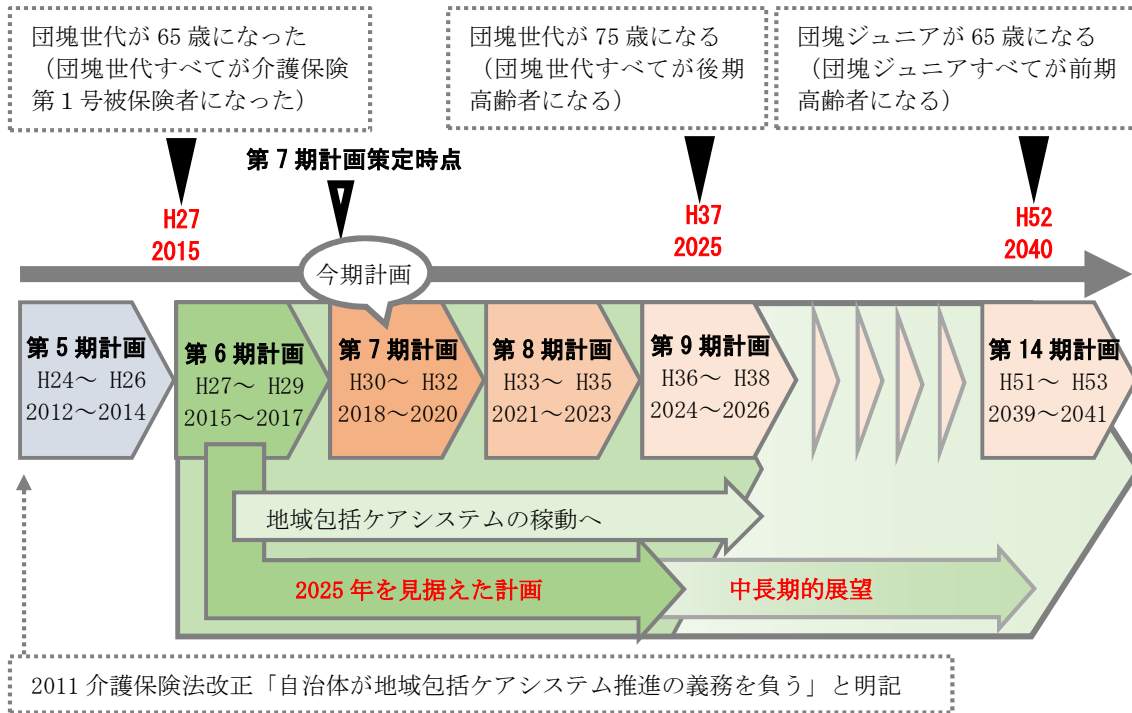
出所：「日本の将来推計人口 (平成29年推計) 報告書」 (国立社会保障・人口問題研究所) より

また一方で、我が国における認知症対策も喫緊の課題となっています。認知症の人の数は平成 24 (2012) 年に約 462 万人、65 歳以上の高齢者の約 7 人に 1 人は認知症と推計されており [正常と認知症との中間の状態の軽度認知障害と推計される約 400 万人を合わせると約 4 人に 1 人が認知症または予備群といわれている。]、この数は高齢化の進展に伴いさらに増加すると見込まれ、平成 37 (2025) 年には約 700 万人前後となり、約 5 人に 1 人に上昇すると見込まれています [「認知症施策推進総合戦略 (新オレンジプラン)」より。]。

介護保険制度も含めた高齢者福祉施策については、上記のように、ポイントとなる節目を一つの大きな目標期限として設定し、その目標期限に向かって各般にわたる施策を講じていくことが求められます。今回策定した第 7 期山県市高齢者福祉計画は、平成 30

第1章 計画の策定にあたって

(2018)年から平成32(2020)年までの3箇年計画ですが、平成37年(2025)年を目標期限として掲げて構築された計画であり、その目標を実現していくための基礎を創り上げる重要な計画として位置付けています。



出所：山県市健康介護課作成

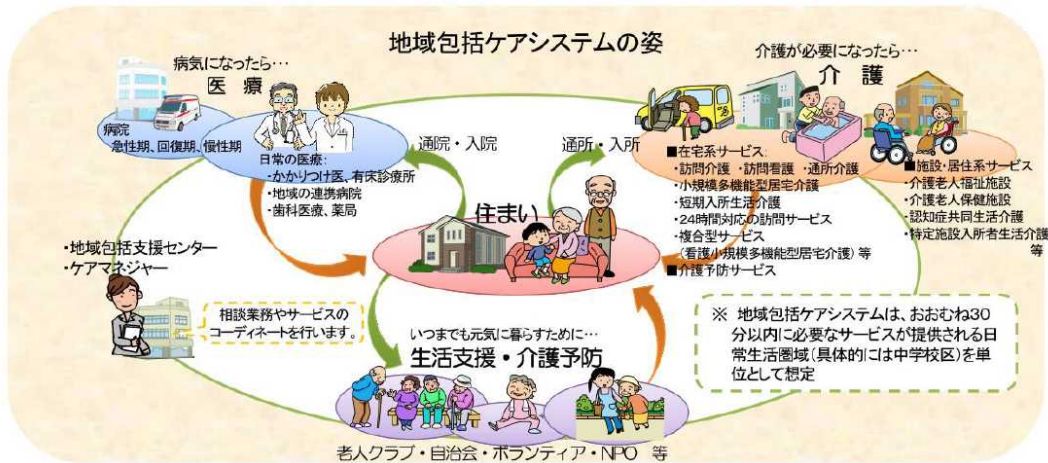
(2) 地域包括ケアシステムの本格稼働に向けた取組

高齢社会を支えていくためには、介護や医療だけではなく、地域住民や地域に存する各種資源を有機的にネットワーク化することを通じて、地域全体で支えることができる「地域包括ケアシステム」を本格的に機能させていくことが求められる。

家庭内における高齢者介護を、社会全体で支える保険制度として機能させるため、平成12年度(2000年度)に介護保険制度が導入されました。介護保険制度は、平成17年度(2012年度)における「介護予防の重視(介護予防給付の創設)」、「地域支援事業の創設」、「施設給付の見直し(食費・居住費の自己負担化)」、「地域密着型サービスの創出」などの大改正を経て、平成23年度(2013年度)に地域包括ケアの推進が正式に盛り込まれました。そして、前期計画の初年度にあたる平成27年度(2015年度)に地域包括ケアシステムの推進に向けた地域支援事業の充実が盛り込まれ、全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市区町村が取り組む地域支援事業に移行しました。

第1章 計画の策定にあたって

平成37年(2025年)まで大きく人口構造が変化中、さらにその先の将来を見据え、介護予防や医療の需要に応じていく体制を整えつつ、高齢者の生活における様々な場面を適時・適切に相互に支え合うしくみを整備していく必要があります。できる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現に向けて、「地域包括ケアシステム」の構築・推進が求められています。



出所：厚生労働省 HP より

(3) 山県市として取り組むべき方向性

山県市において地域包括ケアシステムを構築していくためには、高富、伊自良、美山の3つの地域における地域特性に応じた対策を、中長期的な視点を持ちながら検討し見出ししていく必要があります。

全国の市区町村に求められている地域包括ケアシステムは、基本的な構想・骨格は共通のものですが、システムを稼働させるための人や資源は、その市区町村によって異なります。人口構成は都心と郊外とでは社会的増減からの偏りがあることは避けられず、サービスの提供環境も、郊外部であれば、利用者の居住地が散在していることから効率的な提供には限界があるなど、同じ施策を講じようとしても、その地域特性に応じてその効果に差が出てきます。

総じて考えれば、山県市は中山間地域として捉えて施策を検討していくことが求められます。そのため、人口が少なくても、居住エリアがまばらで移動距離が遠かったとしても、その状況でも市民が安心して暮らせるだけのシステムを、中長期的な視点を持ちながら、山県市のオリジナリティー・強みをもって、新たに見出ししていくことが求められます。

2. 計画の法的位置付けと関連計画との相関等

(1) 計画の法的位置付け

本計画は、老人福祉法および介護保険法の規定に基づき、一体的なものとして作成される計画であり、老人福祉政策と、介護保険政策の双方の視点を兼ね揃えた計画です。

また、介護保険については、国が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針¹」に則って事業を推進していくことが求められます。その指針においては、第6期（平成27～29年度）以降の市町村介護保険事業計画を地域包括ケア計画と位置付け、2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとされています。

老人福祉法（S38.7.11 法律第133号）

（市町村老人福祉計画）

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

8 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

介護保険法（H9.12.17 法律第123号）

（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針（H29.10 公布）《ポイント》

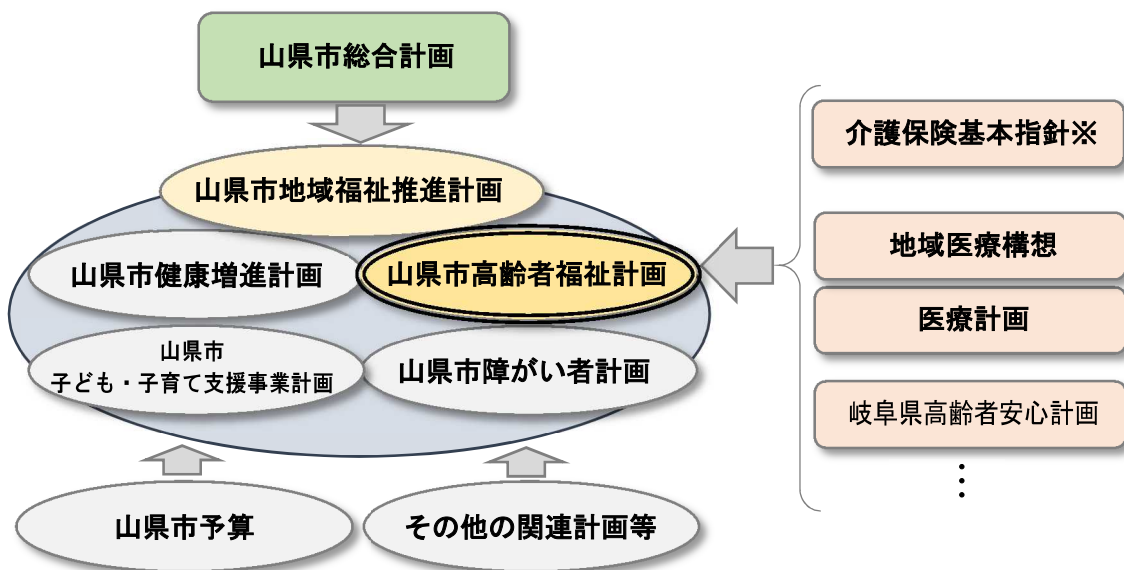
- ・2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築
- ・高齢者の自立支援、重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進
- ・「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進
- ・平成30年度から同時スタートする医療計画等との整合性の確保
- ・介護を行う家族に対する支援や、虐待防止対策の推進
- ・介護離職ゼロを目指したサービス基盤の整備

¹ 当該指針および医療法に基づく医療計画基本方針は、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき定められる「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）」に即したものにしなければならない。

第1章 計画の策定にあたって

(2) 関連計画との相関

本計画は、山泉市の最上位計画である「山泉市総合計画」を具現化するための高齢者施策部門にかかる計画として位置付けられるものでもあり、「山泉市地域福祉推進計画」、「山泉市健康増進計画」、「山泉市障がい者計画」等の山泉市にかかるその他の計画との整合を図る必要があります。また、(1)において前述した通り、介護保険については、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針」に則り事業を推進していくとともに、各都道府県において策定した「地域医療構想」および「医療計画」にも沿った内容にしていかなければなりません。



(※) 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針

(3) 計画の期間

計画の期間は、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの3年間となります。また、医療計画と介護保険事業計画の計画期間にずれが生じていたものが、平成30年度をもって計画期間のスタート時点が同一になります。地域包括ケアシステムの構築には、医療と介護の双方の連携が必須であり、統一した考え方のもとにおける施策の投入や、保険料や診療報酬の同時改定が実現することから、高齢者福祉革新の元年といえるものとなります。

(4) 日常生活圏域の設定

第7期計画においても、引き続き、市内の「高富・伊自良地域」「美山地域」を2つの日常生活圏域としました。

3. 計画の策定体制と調査手法

(1) 計画の策定体制

自治会、医療、介護、地域活動などの専門家等で構成する「山口市高齢者福祉計画策定委員会」を設置し、山口市における高齢者福祉の現状にかかる情報共有、そして第7期計画素案の作成等に取り組んで頂きました。さらに、計画素案については、市民から広く意見を頂くためのパブリックコメントを実施するとともに、山口市議会において審議頂き、最終案をとりまとめました。なお、第7期計画においては、地域包括ケアシステムの構築に向けた具体的な検討を進めていくため、介護と福祉の双方の側面からのアプローチが必要であり、これまで以上に山口市における担当部局（健康介護課および福祉課）の強固な連携のもと計画策定作業を進めました。

今回の計画策定においては、厚生労働省の指導で全国一律に実施される「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」および「在宅介護実態調査」のみならず、「現場の生の声」をできるだけ多く把握し、政策に活かしていくために、ケアマネジャーや介護相談員等現場を担う現職の専門職に対して調査を実施したのが特徴です。



(2) 調査手法

平成28年度～平成29年度の2箇年度にわたり、以下の調査を実施しました。

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- ・要介護認定を受けていない高齢者（一般高齢者、要支援者）2,000人を対象としたアンケート調査
- ・「要介護状態になるリスクの発生状況」や「要介護状態になるリスクに影響を与える日常生活の状況」を把握し、地域の抱える課題を整理
- ・平成29年1月～2月に実施

② 在宅介護実態調査

- ・在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける（受けた）人約500人を対象にした、ケアマネジャーによる聞き取り調査
- ・「高齢者等の適切な在宅生活の継続」や「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するための基礎データを整理
- ・平成28年11月～平成29年4月に実施

③ ケアマネジャーアンケート調査

- ・山県市ケアマネ連絡会に属するケアマネジャーを対象としたアンケート調査（回収51通）
- ・介護保険制度の運用上の問題点や取組状況、地域に存する社会資源の活用状況等の収集により、山県市における介護保険にかかる課題を整理
- ・平成29年8月～9月に実施

④ 介護保険事業者（施設）アンケート調査

- ・山県市内で主として施設サービスを展開している介護事業者を対象としたアンケート調査
- ・介護職員の求人や離職、さらにチームプレイにかかる課題を整理
- ・平成29年8月に実施

⑤ 介護相談員ヒアリング調査

- ・特別養護老人ホーム等において、利用者から介護サービスに関する不安や不満等を聴く介護相談員を対象とした対面ヒアリング
- ・平成29年8月に実施（計2回）

⑥ 美山北部保健師ヒアリング調査

- ・主に美山北部地区を担当している市保健師を対象とした対面ヒアリング。
- ・平成29年8月に実施